

新宿区教育委員会会議録

平成19年第11回定例会

平成19年11月2日

新宿区教育委員会

平成19年第11回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成19年11月2日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 4時24分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	熊 谷 洋 一	委 員	内 藤 頼 誼
委 員	木 島 富士雄	委 員	白 井 裕 子
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	渡 部 優 子	教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫
教 育 環 境 整 備 課 長	小 池 勇 士	学 校 運 営 課 長	菅 波 健
副 参 事	山 田 秀 之	副 参 事	遠 藤 剛
生 涯 学 習 振 興 課 長	本 間 正 己	生 涯 学 習 財 団 長	小 野 寺 孝 次
		担 当 課	

書記

教 育 政 策 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 査 査	伊 丹 昌 広
教 育 政 策 課 管 理 係	岩 崎 鉄 次 郎	管 理 係 主	

議事日程

議案

- 日程第 1 議案第 92号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 93号 新宿区立社会教育会館の廃止について
- 日程第 3 議案第 94号 新宿区立社会教育会館条例を廃止する条例
- 日程第 4 議案第 95号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 議案第 96号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 6 議案第 97号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 7 議案第 98号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 99号 新宿区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
- 日程第 9 議案第 100号 新宿区立公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 101号 新宿区立妙正寺川公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 102号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 103号 平成19年度新宿区一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 13 議案第 104号 新宿区教育委員会委員辞職の同意について

協議

- 1 「教育行政の推進にあたって」について

報告

- 1 新宿区幼児教育推進会議第一次報告について（教育政策課長）
- 2 第2回中学校学校公開・学校説明会の参加者等実績について（学校運営課長）
- 3 牛込地区学校適正配置に関する懇談会について（副参事「学校適正配置担当」）
- 4 新宿区生涯学習施設の指定管理者の事業評価について（生涯学習振興課長）

- 5 学校施設開放の再編について（生涯学習振興課長）
- 6 図書館システムのリプレイスに伴う更新について（中央図書館長）
- 7 「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」素案の作成及びパブリック・コメントの実施について（中央図書館長）
- 8 その他

開 会

熊谷委員長 ただいまから平成19年新宿区教育委員会第11回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いをいたします。

議案第92号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例

熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第92号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案第92号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 第92号議案でございます。件名は「新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

概要をごらんください。平成18年度の東京都の職員の給与改定は、その下の方の参考に書いてございますが、ちなみに、給与改定の中身は公民較差相当分が0.31%、地域手当との配分変更分が0.9%、地域手当が1%、減と増がございます。その改定に伴いまして、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正に伴いまして、補償基礎額及び補償基礎額の扶養加算額を改めるほか、規定を整備するものでございます。

(1)番、補償基礎額の改定でございます。5年未満は同額でございます。5年以上から25年未満は若干減になってございます。25年以上については増になってございます。その隣の学校薬剤師につきましては、すべての段階で減額になっているものでございます。

(2)番、補償基礎額の扶養加算額の改定でございます。配偶者は484円から450円です。配偶者を欠く扶養親族である子のうち1人については、同じく484円から450円でございます。その他の扶養親族でございますが、134円から167円に改正になってございます。

参考として、これも扶養手当の改定額については区分、扶養加算額が書いてございます。

次、(3)番でございますけれども、第1条の規定内容から、第1条を目的規定から趣旨規定に改めるものでございます。これは、この間さまざまな条例でやってございますけれども、見出しを「(目的)」から「(趣旨)」に改めて、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改めるというものでございます。規定整備でございます。

次、裏でございますが、(4)番、規則への委任の規定について文言を整備するものでございます。第33条の見出しを「(委任)」から「(規則への委任)」に改め、「この条例の定めるもののほか、」を加え、「実施」を「施行」に改めるものでございます。施行日でございますけれども、平成20年1月1日でございます。ただし、(3)、(4)の規定整備部分の改正につきましては公布の日からでございます。

経過措置がございまして、25年以上の学校医及び学校歯科医の補償基礎額及びその他の扶養親族の扶養加算額の改正規定につきましては、先ほど25年以上はプラス改定と申しました。その場合、4月1日に遡及するものでございますけれども、しかしながら実績がございませんので、19年11月1日から適用させるというものでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

御意見、御質問をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

教育政策課長 訂正させていただきます。

今御説明しました概要の中の参考のところ、扶養手当改定のところ、区分とその次のところに「扶養加算額」と書いてございますが、「扶養手当額」の間違いでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

熊谷委員長 わかりました。

いかがでしょうか。今の訂正も含めて、特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第92号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第92号は原案のとおり決定いたしました。

議案第93号 新宿区立社会教育会館の廃止について

熊谷委員長 次に「日程第2 議案第93号 新宿区立社会教育会館の廃止について」を議題といたします。

議案第93号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 「議案第93号 新宿区立社会教育会館の廃止について」でございます。

提案理由でございますけれども、新宿区立社会教育会館を廃止する必要があるためでございます。

裏面をごらんください。廃止理由でございますけれども、落合社会教育会館につきましては、平成19年度に開設した落合第二地域センターへの機能統合により廃止いたします。西戸山社会教育会館分館につきましては、平成19年度に新しく整備する予定の（仮称）シニア活動館への機能統合により廃止いたします。落合社会教育会館及び西戸山社会教育会館分館以外の社会教育会館につきましては、行政の縦割りを越え、だれもが利用できる地域の集会施設及び協働と自治の学びを進めるコミュニティ施設として、区長所管の生涯学習施設である（仮称）新宿区立生涯学習館に転換するため廃止するものでございます。廃止時期でございますけれども、平成20年3月31日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

御意見、御質問がありましたらどうぞお願いをいたします。

内藤委員、お願いいたします。

内藤委員 前にも恐らく御説明があったのかもしれませんが、繰り返しの質問だと恐縮ですが、地域センターへの機能統合などは理解できるんですが、区長所管の生涯学習施設、区長所管の生涯学習というのは、何か新しい機能が加わるわけですか。

生涯学習振興課長 新しい施設というのは、仮称ですが、生涯学習館ということで、新たに区長の方で条例が提案されるという予定でございます。これにつきましては、前に当教育委員会でも御報告しましたように、地域の自治と協働の学びを進めるコミュニティ施設ということになります。それと今年度からも実行していますが、行政の縦割りを越え、地域でだれ

もが使える集会施設という形になるということでございます。

基本的な利用条件については新たな条例で出るものでございますが、概略だけ、今のところ予定しているところを申し上げますと、基本的な利用条件、いわゆる団体の登録のための利用条件、利用時間帯、利用料金等は従来と同じ形になる予定でございます。

内藤委員 つまり生涯学習というと、当教育委員会の所管であると思われていると思いますが、これは区長所管に移るということで、名称、これは仮称だからいいんだけど、そういうことですか。

生涯学習振興課長 まず、組織のことを申し上げます。

組織につきましては、区長部局の方に、地域文化部の中に新たな課として生涯学習コミュニティ課、こういう課がつけられる予定でございます。そういうことで、生涯学習部門にしましては、全体的に教育委員会から区長部局の方に移るという形になっております。その中に生涯学習関係の事業も含めて移ります。それと生涯学習財団も移るというということでございます。社会教育会館の施設等については、新たに生涯学習館というふうになるわけですが、その中で財団の所管ということに現在なっておりますが、それが地域文化部の方に移るという中で変わっていくということでございます。先ほど申し上げた機能ということがございます。ただ繰り返しですが、利用条件等は基本的には同じということでございます。

内藤委員 わかりました。

熊谷委員長 白井委員、お願いいたします。

白井委員 所管が変更になるということで、社会教育会館の名称が廃止されて、（仮称）生涯学習館となるということで、先ほどだと利用条件、利用内容は変わらないということだと、そういう理解でよろしいんでしょうか。それとも全く違った新しい生涯学習館という内実のあるものを考えていらっしゃるということでしょうか。

生涯学習振興課長 まず、変わる方のことなんですが、先ほどから申し上げていますが、名称の問題、社会教育会館が生涯学習館という形の名称が変わるということでございます。これが1点ございます。

それから、条例上のつくりとしては基本的にはそこだけでございます。ただ、前の当委員会でも御報告しましたように、内容的に、まず1つが地域での自治と協働の学びを進めるコミュニティ施設ということになりますので、その点では内容的に、趣旨というか目的というか、その辺が変わるとのこと。

それから、18年度からかなり変えてはきているんですが、組織も変わるということによっ

て、行政の縦割りを越えて、だれもが地域で使える集会施設になるという点をさらに進めていくという形になると。その辺が主としては変わっていくということでございます。

熊谷委員長 ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第93号 新宿区立社会教育会館の廃止について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第93号は原案のとおり決定いたしました。

議案第94号 新宿区立社会教育会館条例を廃止する条例

熊谷委員長 次に「日程第3 議案第94号 新宿区立社会教育会館条例を廃止する条例」を議題といたします。

議案第94号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 議案第94号でございます。件名は「新宿区立社会教育会館条例を廃止する条例」でございます。

今議決いただきました社会教育会館の廃止につきまして、条例を廃止するというところでございます。施行日につきましては、平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問がございましたらどうぞお願いをいたします。

特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第94号 新宿区立社会教育会館条例を廃止する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第94号は原案のとおり決定いたしました。

議案第95号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正す

る規則

議案第96号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正す

る規則

議案第97号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規

則

熊谷委員長 次に「日程第4 議案第95号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第5 議案第96号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」及び「日程第6 議案第97号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」は関係する議案でございますので、一括して議題とし、1件ずつ質疑及び採決をするということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

では、議案第95号から議案第97号を一括して議題といたします。

議案第95号から議案第97号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 第95号議案でございます。件名は「新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

これにつきましては、前回の教育委員会で育児休業法が変更になったことによりまして条文が変わりまして、条例改正を議決いただきました。今回は、規則改正の議決のお願いでございます。これにつきましては、95号、96号、97号ともすべて同じでございます。96号につきましては、件名が「新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。97号につきましては、「新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

本来、条例と一緒にやるべきでございましたけれども、特に95、96号につきましては、人事委員会の承認が必要なもので、条例改正のときには間に合わなかったという理由でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第95号から議案第97号までの説明が終わりました。

それでは、1件ずつ質疑及び採決を行います。

初めに、「議案第95号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する

規則」について、御意見、御質問がありましたらどうぞお願いをいたします。

特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第95号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第95号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第96号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問がありましたらお願いをいたします。

これについても、特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第96号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第96号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第97号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問がありましたらどうぞお願いをいたします。

特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第97号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第97号は原案のとおり決定いたしました。

議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について

熊谷委員長 次に「日程第7 議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

議案第98号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 「議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について」

提案理由でございますけれども、新宿区立女神湖高原学園の指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。

裏をごらんください。「記」以下でございます。公の施設でございますけれども、名称が新宿区立女神湖高原学園でございます。指定する団体は株式会社フジランドでございます。指定の期間につきましては、平成20年4月1日から平成25年3月31日まででございます。資料につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

生涯学習振興課長 私から新宿区立女神湖高原学園の指定管理者候補団体の選定について御説明をいたします。

1の選定経過でございます。期間等は記載のとおりでございます。 (4) 指定管理者指定申請書提出団体は記載のとりの5団体でございます。

2の選定委員会でございますが、選定委員は6名でございます。外部委員も含んで6名と、記載のとおりでございます。それと、専門調査員として1名、税理士の方をお願いいたしました。

3の選定基準ですが、これは新宿区立区外学習施設の条例に基づくものでございます。条例の21条に5点掲げてありますので、それに基づくものでございます。

裏面にまいります。4の第一次審査でございます。第一次審査の選定方法は、会社名を伏せた事業計画書をもとに選定委員6名が19の審査項目について点数評価を行いました。いわゆる書類審査というものでございます。これとは別に専門調査員、税理士の方に財務体質調査と評価を行っていただきました。

(2) 選定結果でございます。選定結果は、第一次審査結果は別紙のとおりでございます。この中の評価の高かった上位2団体、A社及びE社を第一次審査通過団体として選定をいたしました。

続きまして、5の第二次審査ということでございます。(1)の選定方法でございます。第一次審査を通過した2団体を対象に、プレゼンテーション及び質疑応答を実施しました。プレゼンテーション及び質疑応答の内容を考慮し、第一次審査で評価した審査項目について再考するとともに新たに2つの審査項目を加え、最終的な点数評価を行ったものでございます。これは、つまり19項目の第一次審査について再採点をしました。さらに、2つの審査項目というのは、類似施設の実績、プレゼンテーションについて審査項目を加えたということでございます。

(2) 選定結果です。点数評価については別紙の第二次審査結果のとおりでございます。

この点数評価に基づきまして、選定委員の間で討議を行いました。その結果、指定管理者候補団体として株式会社フジランド、E社を選定したということでございます。

株式会社フジランドの事業内容の特徴でございます。フジランドの提案は全体的に高い評価を得ました。特に、一般利用者の利用率の拡大に関してはすぐれているものがありました。また、食事のアレルギー対策などの安全性や中期的な施設の管理計画についてもすぐれていました。フジランドはほかの区において学校利用施設への実績もでございます。学校利用者への食事サービスや体験学習支援についてはこの点も考慮しまして、最終的にフジランドを選定したものです。

以上のような特徴、特色を持ったフジランドの事業計画概要については、最終のページのところに記載されているとおりでございます。

以上で御報告を終了いたします。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりました。

御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

木島委員、お願いいたします。

木島委員 これは問題ないんですけども、選定基準の第二次審査のところで利用者の要望対応についてということがちょっとフジランドが低いというようなことで、それは要望書としてお願いすることは可能なんですよね。これを改善してくれというような、その点、改善するように伝えていただきたいと思います。

熊谷委員長 今の御意見について、何か。

生涯学習振興課長 その点についてはお伝えいたします。利用者の要望対応についてでございますが、30点満点の中で19点がフジランドの方、A社の方が21点ということでそれほど差はないわけですが、それに半分以上あるということで、まあまあの評価というような形にはなっております。ただ、今委員の御指摘の点なども伝えるようにいたします。

熊谷委員長 ほかに何か。

内藤委員、お願いいたします。

内藤委員 A社とE社、要するにE社を選んだというのは、第二次審査結果にある収支予算書についての中にある、新宿区が支払う管理経費の縮減に資するかに対して、A社がゼロで、E社が24で、結局これがなければ、ほかの評価はA社の方が高いんですよ。それで、A社は新宿区が支払う管理経費の縮減に資するというふうに企画書というか、提案すれば有利な

ことがわかっているのに、どうして初めから縮減に資する案は出さないで、これがコストギリギリだというのがA社の考えなんですか。第一次審査でもゼロになっていますね。

生涯学習振興課長 まず、決定した理由は1つの項目でということではございません。あくまでも総合的に考えて総合点数と。それから、その後の討議の結果として、先ほど選定結果の中でのフジランドの特徴的なもの、いわゆる評価の高いもの等についてさらに討議して結論を出していったというものでございます。

ただ御指摘のとおり、実際のところ、支払う管理経費の問題でかなりの差がついているという状況になっております。これについては、管理経費をどの程度に見るかということがございますが、管理経費の縮減については配点の問題がまず1つあります。この場合、女神湖に関しましては大体これぐらいの割合、全体の中で1割弱なんですね、ここの評点の割合が。そういう形で評定をしております。これは、それぞれ指定管理者を選定するときに違うわけですが、2割、3割とかという場合がありますが、女神湖の場合は事業内容も重視するというような意味合いからして、一般的な指定管理者の指定に比べれば管理経費の部分は割合としては少なくなっております。その辺がまず1つ申し上げます。

ただ、それにしてもA社とE社の違いでございますが、A社の方は管理経費の方が具体的な金額として年間で500万ないし600万ぐらい今の金額よりは高い、いわゆる5年で言えば3,000万ぐらいも高いという状況になっております。そういう中で、この評点としてはゼロという形になっております。そういう差があります。それで、A社がどうしてこのような評定をしたかということについては、ヒアリングとプレゼンテーションの中で質問をしたところ、一応返ってきた答えをそのまま申し上げますと、光熱水費が値上がりする予測がされるからというお答えでありました。具体的に言うと、灯油代等が値上がりしそうだからという、そういう予測を立ててこんなような金額になったという、これはあくまでもA社の方の説明でございます。

内藤委員 結構です。

熊谷委員長 では、白井委員、お願いをいたします。

白井委員 今回の内藤委員と同じ疑問を持ちましたのであれなんですが、やはり収支予算書の点数だけで決めたわけではないという御説明でしたけれども、収支予算書の24という点数を引くと、19点ほどそのほかの管理内容についてはA社の方が高い評価を得ていると。それは一次審査も二次審査も多分同じような感じの結果で、一次審査だともっと差がつくと思うんですね。

私自体はコストの問題というのも重要なことだと思っておりますので、この結果については賛成なんですけど、やはり点数がA社よりも低かった項目、特に食事サービスについてが12点くらい、質・量ともに程度の高いメニューを提供できるかという項目、それから、地域の自然環境や特性を活かした体験学習への支援ができるかという、体験学習についてはA社の方が評価がちょっと高いようですので、そういう意味で、結果としてコストの問題も大きかったということがあると思うんですが、内容についてフジランドの方に、その辺、他業種の方ができる内容をもう一度検討していただきたいということでの要望をお願いしたいと思います。

生涯学習振興課長 御指摘のとおり、まず経費の問題は重要であるという、もちろん基本的な認識は持っています。その結果も含まれているということです。それ以外の部分について、確かに食事の問題、それから、いわゆる学校関係の事業への支援という問題が、点数的にA社と比較して低かったりしているわけです。その辺については評価委員の方でも意見が出ておりました。それで、プレゼンテーションの中でも指摘をしたりとかしておりますし、それから、今後注文をきちんとつけていくと。いわゆるほかの区等でも実績があるわけですが、そういうものも含めて十分指摘をしていくということでございます。

それから、これはまだ正式な議決はないわけですが、一定の選定の結果というのを通知しております。通知した中でフジランドとは話も持ちまして、そういう中でこの辺が若干比較して弱い点もあるということで、この辺が十分できるようにお願いしたいという、まず最初の要望等は出している状況です。今後はさらに細かく要望を出していきたい。特に我々が注意しなくてはいけないのは、学校現場からの要請、要望をうまくきちんと伝えるという中で、学校の事業等をきちんと進めるようにしていくということであると思います。

熊谷委員長 ほかにいかがでしょうか。

内藤委員、お願いをいたします。

内藤委員 女神湖高原、私どもも視察に行ったわけですが、現在の指定管理者はどこなんですか。つまり、今度新たに変わるわけね。だから、継続が好ましいという考え方があるのか、それとも5年なら5年で変えていった方がいいという、何かそういう基本的な考え方というのはおありなんですか。

生涯学習振興課長 現在指定管理者になっている者から今回変わるということでございます。まず、現在の指定管理者が何社かということなんですけど、これについては公表はできないということになっております。というのは、落選業者の提案書や評価などは公開しないというふう

うに業者の募集要項にうたっております。その理由は、落選したにもかかわらず業者の有しているノウハウ、業者の強み、特に弱みが公開されると、業者が不利益をこうむるという観点から公開しないということにしております。もちろん、実態として業者の方から公開しないでほしいというような要望等もあるというようなことでございます。この辺を保障することによって、業者の参加も促しているというような状況でございます。

それで、従来の業者を変えるとか変えないとか、そういう観点は今回の選定では特に選定の基準というのはなっておりません。あくまでも出てきた提案書に基づいて比較考量して決めていったということでございます。

熊谷委員長 ほかによろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第98号は原案のとおり決定いたしました。

議案第99号 新宿区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

熊谷委員長 次に「日程第8 議案第99号 新宿区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を議題といたします。

議案第99号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 お手元の議案概要をごらんください。99号議案でございます。件名は「新宿区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」でございます。

これは区長部局が制定する条例でございますが、教育委員会としては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、教育委員会の意見を聴取する必要があるため、本日議案として出させていただいたものでございます。

概要でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、スポーツ（学校体育を除く。）及び文化（文化財の保護を除く。）の事務を条例で定めることによりまして、区長が担当できるようになりました。区長が担当した事務に係る教育機関については区長が所管することになりました。これに基づきまして、教育に関する事務の職務権限の特例に関し必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

(1) 番としまして、スポーツ及び文化の事務について、区長が管理執行することを定めるものでございます。

(2) 番で、区長が所管することとなる 4 施設の条例について、「教育委員会」を「区長」に、「教育委員会規則」を「区規則」に改める改正を行うものでございます。4 施設とは、 から でございます。施行日は平成20年 4 月 1 日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問がございましたらどうぞお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第99号 新宿区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第99号は原案のとおり決定いたしました。

議案第 1 0 0 号 新宿区立公園条例の一部を改正する条例

議案第 1 0 1 号 新宿区立妙正寺川公園条例の一部を改正する条例

議案第 1 0 2 号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

熊谷委員長 次に「日程第 9 議案第100号 新宿区立公園条例の一部を改正する条例」、「日程第10 議案第101号 新宿区立妙正寺川公園条例の一部を改正する条例」及び「日程第11 議案第102号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例」は関係する議案でございますので、一括して議題とし、1 件ずつ質疑及び採決をするということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

では、議案第100号から議案第102号を一括して議題といたします。

議案第100号から議案第102号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 「第100号議案 新宿区立公園条例の一部を改正する条例」でございます。

これも先ほどの第99号議案と同じく、区長が定める条例について意見聴取が必要があるため、本日議題になったものでございます。

概要でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による第99号議案の条例制定によりまして、区長がスポーツ施設を所管することになることにあわせ、教育委員会が管理を行っていた公園内運動施設の管理運営についても、区長が一体的に行うための改正を行うものでございます。中身としましては、「教育委員会が管理する体育施設」の文言を削る等の改正を行います。施行日は20年4月1日でございます。

続きまして、101号議案でございます。これも同じく「新宿区立妙正寺川公園条例の一部を改正する条例」でございます。これも100号議案と同じ理由でございます。

概要でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による第99号議案の条例制定により、区長がスポーツ施設を所管することになることにあわせ、教育委員会が管理を行っていた公園内の運動施設の管理運営についても、区長が一体的に行うための改正を行うものでございます。具体的には、「運動施設の管理の事務は教育委員会が行う」の文言を削る等の改正を行うものでございます。施行日は20年4月1日でございます。

次に102号議案でございますけれども、「新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例」でございます。これも同じ理由で議案に上がったものでございます。

概要でございますけれども、運動施設の管理運営についても区長が一体的に行うための改正を行うほか、規定を整備するものでございます。

(1)番では、「教育委員会が管理する公園内体育施設」の文言を削る、(2)番では、「教育委員会」を「区長」に、「教育委員会規則」を「区規則」に改めるものでございます。施行日は平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第100号から102号までの説明が終わりました。

1件ずつ質疑及び採決を行います。

初めに「議案第100号 新宿区立公園条例の一部を改正する条例」について御意見、御質問をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑は終了といたします。

「議案第100号 新宿区立公園条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第100号は原案のとおり決定いたしました。

次に「議案第101号 新宿区立妙正寺川公園条例の一部を改正する条例」について御意見、御質問をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

これにつきましても、特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第101号 新宿区立妙正寺川公園条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第101号は原案のとおり決定いたしました。

次に「議案第102号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例」について御意見、御質問をお願いいたします。

特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第102号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第102号は原案のとおり決定いたしました。

議案第103号 平成19年度新宿区一般会計補正予算（第4号）

熊谷委員長 次に「日程第12 議案第103号 平成19年度新宿区一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

教育長、お願いいたします。

教育長 「日程第12 議案第103号 平成19年度新宿区一般会計補正予算（第4号）」については、平成19年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正・円滑な区

政執行を確保する観点から非公開による審議をお願いしたいと思います。

熊谷委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第12 議案第103号 平成19年度新宿区一般会計補正予算（第4号）」を非公開により審議することに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 それでは、議案第103号を非公開による審議といたします。

恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より退席をお願いいたします。

午後 2時46分再開

議案第104号 新宿区教育委員会委員辞職の同意について

熊谷委員長 次に「日程第13 議案第104号 新宿区教育委員会委員辞職の同意については、内藤委員に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定に基づき、内藤委員は退席をお願いいたします。

〔内藤委員 退席〕

熊谷委員長 では、「議案第104号 新宿区教育委員会委員辞職の同意について」を議題といたします。

内藤頼誼委員から委員辞職願が提出されております。まず、その辞職願を事務局から朗読をお願いいたします。

教育政策課長 辞職願 私こと、今般一身上の都合により、新宿区教育委員会委員を平成19年12月11日付をもって辞職いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により御同意願います。

平成19年10月18日

新宿区教育委員会委員 内藤頼誼

新宿区教育委員会委員長 熊谷洋一殿

以上でございます。

熊谷委員長 では、お諮りをいたします。

内藤頼誼委員の委員辞職について、同意することに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 異議なしと認めます。

よって、辞職を同意することに決まりました。

ここで、内藤委員の入室をお願いいたします。

〔内藤委員 着席〕

熊谷委員長 以上で本日の議事は終了いたしました。

協議 1 教育行政の推進にあたって

熊谷委員長 次に、協議に入ります。

それでは、「協議 1 「教育行政の推進にあたって」について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 お手元の、「協議 1 平成20年度教育目標及び基本方針の改定方針について」をごらんください。

まず1番、改定にあたってでございます。近年、子どものモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下などが指摘され、教育の根本にさかのぼった改革が求められている中、教育基本法が改正された。その後、教育関連三法の改正により、教育制度改革の具体化が進められている。

特に、教育基本法において、教育振興基本計画の規定が新たに盛り込まれ、各地方自治体においても教育行政の中長期的な計画を明らかにすることが求められており、新宿区教育委員会においても、法の趣旨を踏まえた対応が課題となっている。

一方、区は平成20年度からの新宿区の目指すまちの姿と施策の方向性及び具体的な事業計画を明らかに示すため、新たに基本構想、総合計画及び実行計画を策定しており、これらの計画との整合性を図る必要がある。また、平成20年度の組織改正において、生涯学習部門の事業の区長部局への移管が予定されている。

区教育委員会は、区の教育目標を達成するため5つの教育方針を掲げ、教育行政を推進してきた。今後はこれまでの取り組みの成果を検証するとともに、教育基本法の改正や区の新基本構想等の策定を踏まえ、教育目標及び基本方針を改定し、新宿区の未来を担う子どもの教育を推進し、区民の教育への期待と信頼にこたえていく。1番は改定にあたっての方針でございます。

2番目、教育目標及び基本方針の改定方針でございます。まず、改定すべきところがございますけれども、今申しましたとおり、組織が移動しますので、教育目標の改定方針のところの生涯学習部門の区長部局への移管を踏まえまして、生涯学習社会の実現に係る表記につ

いて改定しなければいけないということでございます。

次、(2)でございますけれども、基本方針の改定方針でございますけれども、次の課題や新たな取り組みを踏まえまして、基本方針の一部を改正するというところでございます。下に何点かございます。

確かな学力を育むため、子どもの学力の的確な把握とその検証に基づいた授業改善の推進、地域に信頼され、開かれた学校づくりのための地域協働学校の推進と第三者評価制度の検討、国際理解を深め、コミュニケーション能力をはぐくむ外国語指導及び日本語サポート指導の充実、社会のルールをつくり、守る子どもを育てるための法教育の推進、食の教育を推進する学校指導体制の充実、学校の規模や配置についての検討と良好な教育環境を確保するための施設整備、保護者の選択ができる多様な保育・幼児教育環境の整備、地域との連携による家庭教育支援の充実、地域におけるコミュニティや知の拠点としての図書館サービスの充実、こういう形で方針を考えてございます。

3番目、今後の日程でございます。予定でございますけれども、平成19年第11回の定例教育委員会で協議をいたします。そこで、教育目標、基本方針の一部改定方針の確認をいたします。本日でございます。

第12回定例教育委員会で、協議事項として教育目標、基本方針の一部改定素案の提示、説明をいたします。

次に、20年第1回定例教育委員会で、教育目標、基本方針の一部改定原案の審議をしていただきます。

次に、第2回の定例教育委員会で議案として提出させていただきまして、教育目標、基本方針を議決いただくという形になってございます。

裏の方に参考として教育目標を掲げてございます。先ほど申しました2番の(1)のところにつきましては、この教育目標の下の方の「また」以下の部分について改定の必要があるということでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

御意見、御質問をどうぞお願いいたします。いかがでしょうか。

教育長、お願いいたします。

教育長 この教育目標について、所管が変更したということで改定するということは一つ検

討する必要があると思いますが、全体に今の教育の問題、かなり大きく変動している中で、教育目標に今書かれている全文についても、やはりこれを改定するかどうかということは今ここで決めるよりも、全体の議論の中でもう少しこの文言そのものについても、文言というよりも中身について少し議論をしていく必要があるかなというふうに思っているところです。熊谷委員長 貴重な御意見だと思いますけれども、ほかに何か関連して、あるいはほかにございますでしょうか。

どうぞ、白井委員、お願いいたします。

白井委員 やはり、今教育長がおっしゃっていたのと同じような趣旨なんですけど、特に今回、組織改定ということで、結果的に教育委員会自体が学校教育に多分重点的に取り組めというような形になると思うんですね。そういう意味では、協議1の裏に書いてある教育目標という抽象的な話ではなくて、確かな学力という部分が教育の第一の部分ということで言えば、何かのパンフレットに図示で「新宿区の教育」という中に知育、徳育、体育という部分をきちんと分けて、それに沿った教育行政をするというようなパンフレットを、きょう、ちょっと私、手元になくて、次回用意していただけたらと思うんですけども、そういう柱をきちんと立てて、知育、確かな知識とか学力をつけるためにはどういう形をここ数年やっていくとか、それから、徳育という点では教育目標は思いやりとか心の問題なんだと思うんですけども、その中に一つ、法教育というのを入れていただいたんですけども、一つ言えば、別にルールを守らせるための法教育ではないんで、やはり子どもが自己実現できる、そういうスキルを磨いてもらって、それが結果的に社会を支える公民的資質が養えてくるという、それは徳育の部分にもちょっとつながると思うんですね。

それと、もう一つの体育という点が、下の中には、基本方針の改定方針の中にないかという気がするんですね。そういう意味で、まず基本となる柱を教育目標という抽象的なものから具体的な教育方針を打ち立てるに当たって、基本的柱をまず立てて、そのためにやらなければいけないものが多分この下で、三角でずらずらと流れているような形なんではないかと思うんで、そういう形で進めていただけたらと思っております。

熊谷委員長 ほかに何か御意見ございますでしょうか。あるいは、御質問でも結構だと思いますが。

白井委員、お願いいたします。

白井委員 下の改定方針の中で、2番目に地域に信頼され、開かれた学校づくりのための地域協働学校の推進と第三者評価制度の検討と、ぼんと上がっておりますけれども、地域協働

学校についてどのような形をとるのかというのは、私としてはまだ議論が足りないと思いますので、地域との連携というところまでは、今までの討論の中では皆さん必要だと思っているんですが、これをぽんと入れることがいいのかどうかということも御議論していただきたいというふうに思っています。

熊谷委員長 ほかにいかがでしょうか。参考までに私からお聞きしてよろしいですか。

生涯学習という、そういう部門というか、それを区長部局にというようなのは、23区の中では、ほかには実際にはあるんでしょうか。ちょっとお聞かせいただきたい。

生涯学習振興課長 実態ということ言えば、23区中、現在既に区長部局に移っているのは4区ございます。千代田区、中央区、文京区、豊島区でございます。それから、来年度に向けて検討している区というのが一、二区あるというふうには聞いております。

熊谷委員長 ありがとうございます。

全体的な流れでもあるということと、それから、社会教育というのがだんだん消えていく、そういう傾向にあるんでしょうか。

教育政策課長 生涯学習というのは本当に大きな概念でございます、御存じのとおり、学校教育も全部入ります。その中の社会教育部門については、あくまでも教育委員会に残るというふうに考えてございます。

熊谷委員長 でも、社会教育会館がなくなっていくわけですね。

教育政策課長 社会教育会館はなくなりますけれども、生涯学習館として名称を変更して区長部局にいくということでございます。ですから、社会教育会館を使っただけの社会教育団体ではなくて、今後は生涯学習団体として登録していくという話になります。

熊谷委員長 いや、社会教育に関しては教育委員会に残るんですか。それについての検討は。

教育政策課長 ちょっと意味が違いましたけれども、社会教育の部分が非常にあいまいになっていることは確かでございます。ただ、教育委員会としてはすべて区長部局にということではなくて、例えば、家庭教育の親育ての部分だとか、学校に密接に関係する生涯学習関連のそういうものが残るわけでございますから、それは社会教育として今後もやっていくという立場に立つ方がいいというふうに考えてございます。

熊谷委員長 私、ちょっと今質問した趣旨は、組織改編で生涯学習部門が区長部局に移るということは、別にそれはそれで新しい方向でいいかなと思うんですけれども、教育委員会として、やはり学校教育と家庭教育、社会教育とか地域教育とか、そういうものは今まで非常に重要だというスタンスできていましたものですから、この新しい教育目標と基本方針を考

えるときに、部局が外れたからその部分はアンタッチャブルにするというような、そういうふうには考えておられないと思いますけれども、その辺をもう一度十分議論していただいて検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、教育長、お願いいたします。

教育長 今の件ですけれども、生涯学習というのは広い概念で、教育基本法にも最初に第3条で新たに規定されたということで、かなり重要な概念だというふうに思っています。その意味で、教育という分野としても生涯学習の振興という視点を持って行政を進めていかなければいけない。ただもう一方で、区長部局で生涯学習にかかわる業務を現にもう今やっている、そのところを、どちらかという分野横断的に進む部分が、今多くなっている。そういう意味では、区長部局に置いた方が機動的に、あるいは総合的に取り組めるのではないかとということで区長部局に所管を移管しました。

もう一方で、社会教育というのは、生涯学習全体の中で言えば1つの部門、社会教育の中に家庭教育も含んでいます。今、学校教育の中で一番大きな問題というのは、まさにさっきも課長が話しましたように、親支援ですね。ここら辺のところを、それからPTAにかかわる部分であるとか、それを教育という場合には、かなり意図的なプログラムを持った活動ということになるというふうに仮に言うると、やはりそういう社会教育の分野は、まだ今、依然として残っているし、したがって、社会教育法そのものも存続しているし、新たな教育基本法の中でもきちっと社会教育というのが残っているわけで、その意味でその分野は厳然としてあって、ただその切り分けがすごく、境目がわかりにくくなっているということは間違いない。ただ、今言ったように、学校教育に近い分野で社会教育として教育委員会が責任を持って進めるべきだし、そのときに、生涯学習振興という視点も含めて区長部局と連携しながら施策を進めていくということで、教育委員会も頑張っていくしかないのではないかと。

ただ、生涯学習と教育委員会が所管する社会教育については、もう少し考え方の整理、どこら辺までやるかという整理はする必要が有ると思っております、それはまた、近々にそうした考え方についても御説明していただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、これは協議事項でございますので、一部改定方針の確認をきょうはしていただいたということで、ほかに御意見、御質問がなければ、協議は以上で終了といたします。

- 報告 1 新宿区幼児教育推進会議第一次報告について
- 報告 2 第 2 回中学校学校公開・学校説明会の参加者等実績について
- 報告 3 牛込地区学校適正配置に関する懇談会について
- 報告 4 新宿区生涯学習施設の指定管理者の事業評価について
- 報告 5 学校施設開放の再編について
- 報告 6 図書館システムのリプレイスに伴う更新について
- 報告 7 「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」素案について
- 報告 8 その他

熊谷委員長 次に、事務局からの報告をお受けいたします。報告 1 から報告 7 までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

まず、教育政策課長をお願いいたします。

教育政策課長 まず、1 番目に「新宿区幼児教育推進会議第一次報告について」ご報告させていただきます。お手元に資料がいらっしゃいますので、見ていただけますでしょうか。

まず、概要でございますけれども、平成18年12月に新宿区幼児教育のあり方検討会最終報告書がまとめられました。この報告書に基づきまして示された方向性を、施策を具体的に効果的に推進するために、平成19年5月14日に幼児教育推進会議を設置いたしました。推進会議には3つの部会を置きまして、具体的な課題の整理を今進めているところでございます。

各部会の所掌事項については、参考のところを見ていただけますでしょうか。このたび、第2部会の所掌事項である区立幼稚園の適正規模・適正配置、今後の幼保一元化施設のあり方、公私格差の是正について検討した内容を第一次報告書としてまとめることといたしました。そこで、第一次報告書についての報告をしたいと思っています。

今後の予定でございます。3番でございますけれども、第一次報告書で記載していない各部会の所掌事項につきましては、今後、年度内に第二次報告としてまとめる予定でございます。

それでは、第一次報告書の具体的な内容につきましては、第2部会長である学校運営課長に説明をさせます。

学校運営課長 第2部会の検討事項に関しまして御報告をさせていただきます。

第2部会の目標でございますけれども、就学前の子どもの育ちの環境を整備する方向性と

ということでございます。3、4ページのところに図表がございます。こちらにおきまして、第2部会の全体像というのをお示しさせていただいております。真ん中に木がございますけれども、この中で第2部会の検討事項、5つの事項を挙げさせていただいておりますけれども、その中の、ただいま政策課長申し上げました3つの部分についての御報告をまとめさせていただいたということでございます。

次に、5ページでございます。5ページには、検討に先立ちまして、地域の幼児教育の需要について検証を行ってございます。(1)がこれまでの幼児人口の推移と幼稚園・保育園の選択傾向ということでございます。四角の囲みの中にごございますけれども、平成11年度から19年度までの幼児人口には大きな変動はないということと、その中で、平成13年度以降、区立幼稚園の選択者は約2割減少しているという状況でございます。

次に、(2)の今後の幼児人口の推移と幼児教育需要でございます。まず人口でございますけれども、4歳児につきましては、平成27年度にピークを迎えるというふうに見込んでございます。それにつきましては、7ページ、8ページの大きい図表の2というところで、左上には地域の幼児教育需要についてということで、幼稚園あるいは保育園の選択傾向について記載をさせていただいております。それから、右の上の方に平成19年から27年の幼児人口の推移について予測したものを載せさせていただいております。真ん中には、現在の区立幼稚園の状況というものを載せさせていただいております。これらを前提にいたしまして、3つの柱について検討を行ったということでございます。

次、9ページになりますけれども、区立幼稚園の適正規模・適正配置についてでございます。これまでの答申・報告書等と検討に当たっての基本的考え方でございます。図表3のところに平成4年の新宿区立学校の適正規模・適正配置及び学校施設のあり方について、それから、平成14年2月の教育基盤整備検討委員会報告、それから、平成16年の21世紀の区立幼稚園ビジョン検討委員会報告、この3つにつきましては、その概要を載せさせていただいております。最終報告におきましては、こうした答申・報告書の考え方を尊重しつつ、区立幼稚園の適正配置については、区民の生活圏を視野に入れ、それぞれの地域事情や他の幼児教育施設とのバランスを考慮した上で適正な配置を考えていくというふうにしてございます。

それから、(2)4・5歳児クラスの保育・教育の実践面、園・組織運営面から考えるクラスの規模というのがございます。これにつきましては、(1)の答申で示しております集団保育を効果的に行う1学級20人以上の規模、それから、現在の学級編制である12人程度の規模、それから、複数学級といったことについて検証を行ってございます。次のページ、図

表4におおの、人員別あるいは複数学級におけるプラス面、マイナス面については検証させていただいているところでございます。

次に、(3)区立幼稚園の運営コストでございます。平成17年度に事業別行政コスト計算書が作成されてございます。そこでのコスト分析の結果でございます。図表5でございますけれども、市谷幼稚園におきましては、在籍1人当たり総コスト74万8,557円と。それから、以下右端、戸山幼稚園、32人規模ですと、1人当たり172万6,206円というふうな経費がかかっていることが見てとれます。

図表6ですけれども、ここでは市谷幼稚園を再掲してございまして、私立の2園についての実態分析をしてございます。総コストで申し上げますと、私立のAにつきましては72万2,466円、あるいは、私立のBについては47万9,974円といった経費がかかっているということがわかってございます。

次に、(4)の区立幼稚園の通園実態・通園距離の考え方でございます。平成4年の答申におきましては、小学校については通学距離おおむね1キロメートルというふうに記載してございます。現在の区立幼稚園に通われているお子さんの通園距離でございますけれども、最後のブロックになりますけれども、750メートル圏内からが87%、あるいは92パーセント、1,000メートル圏内ですと、97%ぐらいの方がこうした範囲から通われているということが見てとれます。次のページの上段になりますけれども、四谷子ども園につきましては、4・5歳児とも1.2キロメートル圏内、一般の幼稚園よりも500メートルあるいは200メートル広い範囲からお子さんが通われているという状況がわかります。

それから、同じ14ページの四角の囲みの下のところになりますけれども、答申・報告書の示す基準である30人の学級編制、それから、区民の生活圏に基づく通園距離を区立幼稚園の適正規模・適正配置を推進する上での今後の基本的な考え方とするというふうにさせていただいております。そこでの試算を載せさせていただいております。

平成27年ピーク時の4歳児人口、1,862人と推計してございます。これに平成19年度における区立幼稚園の選択割合25.6%を乗じますと、この時点での4歳児の477人分の整備が必要であるというふうに仮定をいたしますと、1学級30人で除しますと、16学級というのが必要学級数であるというふうに見てとれるというふうに思います。

これらを踏まえまして、次のページの最後の囲みになりますけれども、1つ目は今申し上げた、こうした適正規模・適正配置の基準と、それから、もう一つは具体的な進め方ですけれども、小学校の適正配置計画、こども園化の推進、区立幼稚園単独での適正規模・適正配

置等の地域の状況に合わせた適切な手法を選択するとともに、学級編制基準を適切に運用しつつ、区立幼稚園の適正規模・適正配置については推進をしていきたいというふうに考えてございます。

次のページ、図表10で現在の区立幼稚園の配置と、それから、これは750メートル圏で円を書かせていただいておりますけれども、位置関係がこれでおわかりいただけるかというふうに思います。

次に、4、今後の幼保一元化施設のあり方についてでございます。初めに、最終報告書の到達点と検討に当たっての基本的な考え方でございます。四角の囲みの中に最終報告書の到達点、4点挙げてございます。今後の幼保一元化施設は区民の生活圏を視野に入れ、地域における他の幼児教育施設とのバランスと選択する利用者ニーズに応じた整備を検討していく必要があると。それから、幼保一元化施設の整備にあたっては、小学校の統廃合、既存幼稚園・保育園の建て替えや改修等の機会を最大限活かし、既存施設のあり方の見直しと組み合わせた検討が必要である。それから、今後の幼保一元化施設の展開には、民間の活力を導入することもあわせて検討していくことが必要である。それから、東京都では認定こども園を推進するため、平成19年度から私立幼稚園・保育園等に対する新たな補助制度の創設を予定している。そのため、当該補助制度への対応について早急に検討することが必要であるとしてございます。

新宿区の幼保連携・一元化の理念がその下の四角でございます。幼稚園と保育園の文化が融合し、あらたな価値を備えた子どもの育ちの環境を創造する。子どもを真ん中に保護者と地域の人々と保育者が手を携え、子どもの幸せを実現する。子育ての大切さを皆で認め合い、子どもと子育て家庭を支援する地域をめざすということでございます。

次に20ページ、(2)にいかせていただきます。区立子ども園の位置づけと今後の地域展開のあり方につきましては、次の次のページですが、図表14-1というのがございます。25、26ページになります。こちらに大きくわかりやすく記載をさせていただいております。上段に4つの四角い枠組みがございます。これは現時点、これまでの状況を示してございます。左上には理念の実現と区長のマニフェストのことなど、それから、2つ目の囲みには適正規模化の実現ということで、四谷子ども園の開設の前と後の園児の比較を載せさせていただいております。それから、3つ目の枠は保育園の待機児解消でございます。これにつきましても、三栄町保育園と四谷子ども園の定員の関係について示させていただいた。それから、右端が地域の要望ですとか校長会からの要望というような、こういったものを背景にいたし

まして、新宿区の教育目標、教育方針、総合計画に示す10年後のまちの姿を踏まえた上でということで、就学前の子どもの育ちの環境を整備する方向性ということで、子どもと保護者が公私立の幼稚園、保育園、子ども園を選択できる状態、地域社会を実現するというふうに掲げさせていただきました。

一番下の四角の枠組みですけれども、四谷子ども園の仕組みを検証しつつ、区立幼稚園とともに地域の幼児教育機能を担う施設として区民の生活圏を視野に入れた子ども園の地域展開、それから、子ども園の持つ保育園機能と多様な保育サービスにより、地域の保育需要に応じた保育園待機児童の解消を促進する。それから、地域の状況に応じた課題を解決し、区全体で幼保連携・一元化の理念を実現するため、計画的に子ども園化を推進するというふうに掲げてございます。

31ページに飛ばさせていただきます。私立の幼稚園等のこども園についての状況でございます。図表15に、昨年東京都がアンケートを行いました結果が載っております。私立幼稚園、保育園、認証保育所につきまして、関心を示された施設というのはこちらに記載のとおりでございます。

大きな考え方でございますけれども、次のページ、図表16でまとめさせていただいております。私立幼稚園につきましては、御要望がございますれば、区としてもこども園化について協力していきたいというふうに考えてございます。ただ、私立保育園ですとか認証保育所につきましては、待機児解消政策との兼ね合いで申し上げますと、保育に欠ける子の定員枠が減っていくということは望ましくないということで、そういった形でのこども園化ということについては、区としては積極的に応援することは難しいというふうに考えてございます。

次に、34ページでございます。公私格差の是正でございます。公私格差の是正につきましては、まず現状の分析でございますけれども、ちょっと飛ばさせていただきますが、34ページ一番下、(3)でございます。入園料につきましては、区立幼稚園は現在1,500円、それから、私立幼稚園の平均は8万8,000円でございます。また、保育料につきましては、区立幼稚園が年間6万6,000円、私立幼稚園につきましては29万円程度というのが実態でございます。

これに対しまして、右のページになりますけれども、図表20で入園料の補助金につきましては、今年度1万1,000円から3万円に引き上げたという状況でございます。

それから、図表21ですけれども、保護者に対する保育料の補助につきましては、こちらに記載のとおり、2通りの仕組みがございますけれども、保育料補助、それから就園奨励費と

ということで生活保護・非課税世帯ですと、両方合わせて30万円弱というところから、所得割33万円以下というのは給与所得でおおむね1,000万円程度ですけれども、それ以下の方につきまして8万400円といった形での補助を行っているところでございます。

ちょっと飛ばさせていただきます、38ページでございます。公私格差是正の考え方でございます。公私格差といった場合には、一番目がいくのは保護者の負担額でございます。そのほかにも幼稚園の施設、設備、そういった基盤の部分ですとか、そういったものもあるわけでございますけれども、私立幼稚園につきましても経営方針ですとか、あるいは経営母体が宗教法人であったり、学校法人であったり個人立だと、そういったことでなかなか園への補助というのは難しだろうということで、子どもでは保護者への補助というのを中心に考えさせていただき、こういうことでございます。

図表24になりますけれども、私立幼稚園と区立幼稚園の保護者負担の格差是正を図るための保育料補助金額の考え方で記載をさせていただいております。まず、基本的な考え方ですけれども、私立幼稚園保育料の最低額と区立幼稚園負担額との差を基準とさせていただきます。これは、私立幼稚園はおのこの経営方針によりまして、言うならば高付加価値で高い保育料をとっているというような園もございますので、これにつきましても格差是正の対象からは外させていただきたいというふうに考えてございます。

それから、支給対象の範囲でございますけれども、先ほど給与所得でおおむね1,000万円以下の方について現在補助を行っているということでございますけれども、これについては、現在よりも対象者を広げるという方向で進めてまいりたいというふうに考えてございます。それから、現在も行っておりますけれども、保護者の所得階層に応じて保護者の補助額については差を設けていきたい。こういった形で公私格差の是正については行っていきたいというふうに考えてございます。

ちょっと雑駁でございましたけれども、以上で説明について終わらせていただきます。
熊谷委員長 ありがとうございます。

引き続き、報告2についても学校運営課長からお願いいたします。

学校運営課長 それでは、9月、10月に行われました中学校の学校公開実績について御報告をさせていただきます。

表がございまして、11校すべてにおきまして実施をさせていただきました。学校公開の来校者の延べ数ですけれども、1,132名でございました。昨年在1,334名でございましたので、202名の減となっております。

この事情なんですけれども、実は、西新宿中学校におきまして、去年は121名でございまして、77名減ってございます。これは、実は去年は学校公開の期間中に学芸会をやったという事情がございまして、大勢の方がいらっしゃったということで、ことしは11月に学芸会を別にやるということで、参加者が減ったということでございます。

それから、新宿中学校が去年139人いらっしゃっております。91人減となっておりますけれども、これにつきましては、9月15日の土曜日と10月27日の土曜日に土曜参観を行っておりまして、このときに多数の方御来校いただいたということで、その影響で減ったんであるというふうに学校側から説明を受けているところでございます。

それから、学校説明会の参加者でございますけれども、443人でございまして、これは去年が390人でございましたので、53人、13.6%程度の増というふうになってございます。

それから、裏面に説明会等での主な質問というのを載せさせていただいてございます。後で御参照いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、報告3について、適正配置担当副参事からお願いをいたします。

副参事（学校適正配置担当） 「牛込地区学校適正配置に関する懇談会について」報告いたします。

牛込地区のA地区の懇談会は10月22日、B地区の懇談会を10月24日に第1回目の懇談会をそれぞれ開催いたしました。懇談会では設置要綱の説明を行いまして、要綱に対する意見をいただきました。それから、会長、副会長の選任を行った後に、平成4年の審議会答申及び平成14年の学校適正配置ビジョンの説明を行いました。それから、第1回目の懇談会を開催いたしまして、懇談会の設置要綱を改正する必要が生じたこと、また、それぞれの懇談会の会長、副会長が決まりましたこと、それから、日程表を作成いたしましたので、今回御報告させていただきます。

初めに、懇談会設置要綱につきましては、牛込A地区の懇談会におきまして代理出席を認めてほしいとの御意見がございまして、3条のところに、3条の2としまして、会長が認めた場合には代理出席を可とするという項目を追加させていただきました。

次に、第4条の会長、副会長の項目ですが、当初は会長、副会長それぞれ1名ということで要綱を設置いたしました。牛込B地区の方から副会長を2名にしてほしいという御要望がございましたので、第4条のところですが、副会長2名以内というふうに改正させていた

いただきました。

また、牛込A地区の懇談会の今後の進め方でございますけれども、A地区は小学校と、B地区が校長を合わせて合計29名構成員となりますので、共通のテーマに関する課題や問題点についての意見が出されることを想定いたしますと、小・中学校を分けて開催した方がよいと判断いたしましたので、事務局から提案させていただきまして、第7条の、懇談会は、会議の効率的な運営を図るため、分科会を置くことができるという項目をもとにいたしまして、中学校を分科会として開催していきたいということに決定いたしました。

資料の2枚目の牛込A地区の学校別構成員の名簿に会長、副会長が載っておりますけれども、両面、裏面がA地区の中学校の分科会の構成員でございます。それから、3枚目が牛込B地区の学校別の構成員の名簿でございます。

最後になりますけれども、今後の開催日程でございますけれども、最後の表をごらんいただきますと、左側から牛込地区校園長会というものと牛込A地区（小学校）、分科会（中学校）、牛込B地区（小学校）ということで4つのグループがございます。牛込地区の校園長会につきましては学校との共通認識を深めるということで、懇談会を開催した後にその内容等を御報告するというので開催する予定でございます。最後に2月に予備日となっておりますけれども、当初、この懇談会を4回程度と考えておりましたので、ただし前倒しにやってきました、5回目ということで2月に予備日を一応設けております。

以上で報告を終わります。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続いて、報告4と報告5について生涯学習振興課長からお願いいたします。
生涯学習振興課長 まず、報告4「新宿区立生涯学習施設の指定管理者の事業評価について」でございます。これは、18年度に対する評価でございます。

1枚あけていただきまして、まず社会教育会館についての評価でございます。社会教育会館については、指定管理期間が2年間ということでございます。18年度、19年度です。最後の年度のときには、外部の委員も含めて評価をするということになっておりますので、そのようにつくっております。

開いていただきまして、3ページ目に建物の概要ということで社会教育会館、分館を含めて8館の概要が出てございます。

続きまして、4ページ目、指定管理者でございますが、社会教育会館の場合は新宿区生涯学習財団でございます。4ページ目の下のところに評価者が出ております。社会教育会館指

定管理者評価委員会ということで から次のページの までの5人ということで、外部委員も含んでいるということでございます。

6ページ目に、(4)として評価方法が出ております。各評価項目について、評価委員会の各委員が評価を行い、討議により評価委員会としての評価を決定しましたということでございます。

概略、評価の結果を申し上げます。7ページ目からでございます。社会教育会館の 施設管理に関することはBでございます。

利用に関することは評価Aでございます。これは、利用件数が前年度比の約16%の増ということでございます。それから、これは18年度より登録団体の申し込み終了後はインターネット予約ができるようになったことや、個人の利用も可能になったことなどにより16%の増となっております。それから、社会教育会館は使いなれた利用者が多いためか苦情が少なく、接遇の評判はよいということでございます。これらを勘案して、評価Aということでございます。

続きまして、8ページ目の 収支状況に関すること、評価Aです。これは、利用者もふえたということもあり、利用料金収入が約23%増ということでございます。

実施体制・従業員に関することは評価Bでございます。ただし、ここに関しては個別の小項目の中で指摘したのは、非常時避難訓練を行ったのが4館のみということですので、残りの3館のところが行っていないというところは指摘しております。総合評価としてはBということでございます。

続きまして、スポーツセンターの方にまいります。スポーツセンター以下の指定管理者に関しましては、18年度からスタートして5年間の指定管理者でございます。平成22年度までということでございます。ということで、内部委員のみで評価をしているということです。

あけていただきまして、3ページ目にスポーツセンターの指定管理者が出ております。東宝サービスセンターグループということで、民間会社が指定管理者ということでございます。

4ページ目の2の(1)に評価者、内部委員のみですが、 から の4名で評価を行ったということでございます。

評価結果でございます。7ページ目でございます。評価項目は社会教育会館と基本的に同じになっております。 施設管理に関することはBでございます。

利用に関することがA。これは、利用者数は拡大をしたということです。ダンススタジオの新設など施設の有効利用に努めたこと、レストランを再オープンしたこと、またスポー

ツ教室事業も盛んに行われたことなどを評価してAでございます。

収支状況に関すること、 は、評価はCでございます。これは収入が計画を大きく下回っていたということ、収支としては約2,000万円のマイナスになっていたというようなことなどを指摘してCでございます。

実施体制・従業員に関することはBでございます。

最終的に8ページ目、総合評価としてはBということになっております。

続きまして、コズミックスポーツセンターでございます。以下は、指定管理期間は5年間ということと、指定管理者は生涯学習財団の施設がこの後は並びます。ということで、評価者も内部委員ということで、先ほどのスポーツセンターと同じ評価者ということになっております。

ということで、評価結果の方だけを御報告いたしますと6ページ目になります。6ページ目、新宿コズミックスポーツセンターでございますが、 施設管理に関すること、評価B。

利用に関することは評価B。これは、施設の利用者数は拡大しております。全体として増となっていると。プールでのポイントラリーの実施による5割増やその他託児サービス拡充などの工夫の効果もあらわれているということです。

指摘したのは、利用者の要望の把握等についてはアンケート実施、意見箱の設置などを行っているが、その回収実績が少なかったということで小項目としては評価がCになっております。全体としては、利用に関することは評価Bということでございます。

の収支状況に関することは、利用収入の目標が達成されており、評価Aということです。実施体制・従業員に関すること、 は評価Bでございます。総合的な評価としてBということになっております。

続きまして、大久保スポーツプラザでございます。評価結果だけ申し上げます。6ページ目からでございます。大久保スポーツプラザは、 施設管理に関することは評価Bでございます。エネルギー使用量等の電気、水道ともに削減の努力はされております。

利用に関することは評価B、 収支状況に関することは評価B。これは、計画書に示された利用収入の目標が達成されていなかったという面がありますので、小項目の段階では評価Cというのを挙げる委員も多かったということでございます。

実施体制・従業員に関することは評価B、総合評価としてはBということでございます。

続きまして、公園内体育施設に関してでございます。評価結果だけ申し上げます。これについては7ページ目でございます。 施設管理に関することが評価Bです。それから、利用

に関することが評価B、これは、全施設で利用率は伸びていると言えます。いわゆる野球場、庭球場等が伸びているということが言えます。

それから、収支状況に関することは評価A、これは収入が計画書に示された目標を超えているということでございます。実施体制・従業員に関することは評価Bでございます。総合評価、トータルとしてはBという形になっております。

続きまして、歴史博物館の評価でございます。これも評価結果だけ申し上げます。

6ページ目でございますが、施設管理に関することが評価B、利用に関することがB。これは、入館者数は対前年比で40%増ということで、これは高い伸びということで、個別的な評価としてはAになっておりますが、全体としてはBということです。

収支状況に関すること、の評価はAです。これは、計画書に示された目標を達成しているということです。実施体制・従業員に関することは評価Bです。総合評価としてはBということでございます。

最後に林芙美子記念館でございます。これも評価結果だけ申し上げます。

6ページ目ですが、施設管理に関することが評価B、利用に関することが評価Bでございます。利用者の利便性向上については、DVDによる案内映像の再開や石蔵内改装による展示スペース化、その他いろいろ改善や工夫が積極的に行われているという面は評価ができるというところでございます。

収支状況に関することは評価B、実施体制・従業員に関することは評価Bで、総合評価としてBということでございます。

以上で報告4を終わらせていただきます。

続きまして、報告5です。学校施設開放の再編についてでございます。

これは、ねらいとしては3つのうちの特に2番でございます。より地域に開かれた学校施設開放の推進を行っていくということで、地域の施設でもある学校を有効活用していくというのが区及び教育委員会の基本的な考え方でございます。

変更点でございますが、変更点の1番として「学校施設の活用に関する規則」を、今後、平成20年度へ向けて改正を予定したいと考えております。

2番として、学校施設開放の定義の明確化ということでございます。原則的なものを明確化していくということです。

それから、3番、学校施設開放に伴う利用調整・事務処理等の地域への移管ということが変更点でございます。

まず、学校施設開放の定義の明確化ということ、これは学校施設開放の範囲、原則的な時間帯、施設、利用者を明確化していくということでございます。

1の対象時間帯を平日は午後6時から9時、土、日曜、祝日（長期休業中を含む）は午前9時から午後9時というふうに明記するというところでございます。

2の対象施設です。校庭や体育館、武道場、プール、会議室、以上までは現在でも基本的に開放しているということですが、今後、特別教室というものも、現在一部開放していますが、今後、開放ということで進めていくというのが今回の特色というふうになっております。特別教室の中では音楽室、図書室、家庭科室、ランチルーム等でございます。

3の対象利用者、地域コミュニティの醸成及び文化、スポーツ活動を目的とする区内在住または在勤者で構成する地域組織、団体、サークル等でございます。

それと、利用調整、事務処理等の地域への移管というようなことでございます。これにつきましては、20年度からは区、生涯学習財団が学校施設開放運営委員会及び地域スポーツ・文化協議会と連携をとりながら利用調整を行うということでございます。また、これは将来的なことではございますが、将来的には各学校等を拠点とした総合型地域スポーツ・文化クラブ化を進め、学校施設の利用調整等をクラブが主体的に行えるように支援し、クラブの自立化を図るということでございます。

学校施設開放はかなり例外事項というのがございます。そこで複雑になっている面があるんですが、それも一定程度ここに例示されているような整理をこの機会にしていきたいということでございます。

2枚目でございますが、このような学校開放の勧めということで、基本的な実態の調査ということをするということで、本日締め切りの形で各小学校、中学校に調査をかけております。どの施設等が開放できるか、また、できない場合の理由というようなことの調査をきょうでの締め切りということでさせてもらっています。これは校長会や副校長会に説明した後を通じて調査をしているという御報告でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、報告6と7について中央図書館長からお願いをいたします。

中央図書館長 それでは、図書館情報システムのリプレイスに伴う更新について御報告申し上げます。前回の教育委員会におきまして、年末年始の休館予定につきまして御報告申し上げましたが、その原因となりますシステムのリプレイスについて御報告申し上げます。

目的としましては、現行システム、平成13年9月より使用しておりますけれども、レスポンスの悪化、機器故障、こういうものが増加していると。現在新宿区の図書館のホームページにつきましては、1日4万件以上、年間にすれば1,300万件を超えるアクセスがあると、こういうことから、確実に日々の業務をこなすために基幹的システムの更新が求められているところでございます。

今回は、新たなシステムのリプレイスに伴いまして、今まで以上に高度なセキュリティ機能を備え、図書館利用者の資料要求のさらなる多様化と高度化に対応していきたい。さらに、今後予想されますサービス拡大にも対応可能な基幹的機能となる図書館情報システムの再構築を図ってまいります。

方法としまして、まず業者選定でございますが、図書館情報システム開発業者の選定プロポーザルを4月12日から5月11日まで公募いたしまして、開発業者を決定いたしました。

更新の内容といたしましては、大きく3点ほど、1つは業務の効率化としましてレスポンスの向上、それから機器の更新、システムパッケージの更新でございます。

それから、2番目にセキュリティ機能の向上としまして、不正アクセス監視システムの導入、それから、個人情報保護対策の強化ということで、システムの操作者に業務権限を付与すると。これによりまして、ユーザーID、パスワードから個人情報を表示した履歴を管理するようにしたい。

それから、3番目としましては今後のサービス展開ですが、サービスの機能拡張性を考慮した機器を導入するというので、今後、ICタグまたは自動貸出機の導入を考慮していきたいと思っております。

4番以下につきましては、前回御報告したとおりでございます。システムの本稼働につきましては、平成20年1月4日を目途としております。

続きまして、「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」素案について御報告申し上げます。

議題では素案についてとなっておりますが、これは訂正をさせていただきまして、素案の作成及びパブリックコメントの実施について御報告申し上げます。

計画の目的でございますが、新宿区のすべての子どもがあらゆる機会、あらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるように、家庭、地域をはじめ、図書館、学校などのそれぞれの役割を明確にしまして、子ども読書活動の推進に関する施策の方向性や取り組みを示すものでございます。

この計画の性格でございますが、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づきまして、

国及び東京都の方で計画を立て、それに基づきまして新宿区として法定計画として策定するものでございます。平成15年度に新宿区は策定しておりますが、現在のところ、23区中16区が策定し、1区が策定予定でございます。

引き続き(2)でございますが、今回の第二次につきましては、これまでの施策の成果、それから、取り組み内容を検証いたしまして、子どもを取り巻く社会環境の変化を踏まえた計画、なおかつ、新宿区子ども読書活動推進会議、こちらの方からの御意見を反映させていく計画でございます。

3番目としまして、新宿区の基本構想を受けた新宿区総合計画及び実行計画、これらをはじめ、子育て支援施策とともに整合性を図った計画といたします。

計画の期間でございますが、20年度から23年度までの4年間、第一次実行計画と同じ4年間と考えております。

続きまして、4番目の現計画の分析評価でございます。数値目標の分析評価ということで、3ページの方をごらんいただけますでしょうか。

今回、現計画につきましては、5つの数値目標によりまして進行管理をしております。この状況でございます。3ページでございますが、まず、新宿区の子ども読書活動の区立図書館の子どもの利用登録率ということで、このように表記をさせていただいております。現在のところは目標値に達することはできておりません。ただ、多くの機会をつくりまして、図書館の利用登録カードの新規作成を促進しているところでございます。平成19年3月のところを見ていただきますと、計画当初の平成15年3月よりも、小学生以下につきましては49.0%が48.4%ということでかなり落ち込んでおります。これにつきましては、利用登録証について、2年間図書館の利用実績がない場合には統計上削除しているということもございまして、このような数字になっております。

これにつきましては、19年度、従来からの新1年生の利用登録だけではなくて、区立幼稚園、区立保育園、私立幼稚園、私立保育園、こちらの方にも協力をお願いしまして、利用登録の拡大を図っているところでございます。19年8月現在では56.6%ということで、今現在努力しているところでございます。

ただ、今回の利用登録率の現状を考えた場合に、子どもの読書活動の推進状況の判断の一つとしては、利用登録率ではなくて区立図書館の実際の延べ利用人数、こちらの方を調査することによりまして、実質的な利用拡大を今後は目指していきたいと。ですから、次の計画からはこのような統計数値を使っていきたいと考えております。

次の4ページでございます。4ページでは区立図書館における年間貸し出し冊数の増加を数値目標としております。これにつきましても、現在のところ目標値に達することはできておりません。ただ、小学生以下、中学生を合わせますと、毎年増加という成果を得ることができました。さらに、15年3月の時点から比べますと7万4,000冊の増加ということで、1.24倍の貸し出し冊数の増が図られたということで、数値目標には達してはおりませんが、それなりの効果が上がったというふうに考えております。これについては、今後も引き続き年間貸し出し冊数の増加の調整をしていきたいと思っております。

次に5ページでございます。区立小・中学校の児童・生徒の不読者率、この不読者率につきましては、1カ月に本を1冊も読んでいない児童・生徒の割合ということで、この減少を目指すわけでございますが、これにつきましては朝読書の実施、読書週間、読書月間の設定ということで、子どもの読書活動の推進を行ってまいりました。現在のところ目標に達することはできませんでしたが、中学生の不読者率については平均で27.5%、数値的にも17年度を除けば余り変化は見られない。これについては、中学生の日常生活が部活や宿題、塾などで忙しいことが原因と考えられます。これについては、今後も引き続き区立の小・中学校の児童・生徒の不読者率の減少を調査してまいりたいと考えております。

次に6ページでございます。6ページにつきましては、区立小中学校における朝の読書等の実施率でございます。これは平成18年度末のデータによりますと、目標値を達成しております。これは、小・中学校において本計画の「すべての子どもたちに本と触れ合う機会を贈ります」という大きな目標を理解し、実践した結果というふうに考えております。これについては、数値目標としましては一定の成果を上げたということで、新たな項目の数値目標を設定したいと考えております。

次に7ページでございますが、区立学校図書館図書標準の充足率につきましては、現在のところ、18年度それぞれ目標に達してはおりませんが、今回、19年度につきましては、3,000万余の予算を投入いたしまして、これをそれぞれ各学校において図書標準を達するという予定でございますので、これについては一定の成果を上げたということで、今後は別の数値目標を掲げたいと考えております。

次に、計画事業の実績評価でございます。これについては、資料の方のA3の横長の資料1をごらんいただきたいと思います。子ども読書活動推進計画実績評価一覧表ということで、それぞれ56項目につきまして、A評価、B評価、C評価ということで拡大、または事業の継続、事業の廃止というような評価をしております。A評価につきましては10項目、B評価に

については47項目、C評価については3項目、合わせまして、ダブリも含めまして60項目について評価したものでございます。

続きまして、計画の見直しについて御説明申し上げたいと思います。

今回の計画につきましては、まず推進施策体系についてわかりやすく整理するというところで、これはページ数の51ページ、52ページでございます。第4章としまして、子どもの読書活動推進施策の体系、こちらにありますように、第1から第5までそれぞれの主体、例えば第1でございましたらば、家庭、地域、民間団体における子どもの読書活動の推進というように、それぞれの主体における事業体系ということでまとめたものでございます。新規には合わせまして62項目の事業を子ども読書活動推進分野ということで体系化したものでございます。

次に、数値の目標の再設定でございます。これにつきましては12ページをごらんいただきたいと思っております。先ほど現計画の数値目標5つについてそれぞれ分析評価いたしました。その結果、新たにこのような形で5つの数値目標を設定したものでございます。

まず最初に、区立図書館の子どもの延べ利用人数の増加、これにつきましては、先ほど登録利用率の増加を数値目標にしたものを改めて、実質的な数値目標ということで人数の増加というような考え方をしているものでございます。

それから、2番目は区立図書館における年間貸し出し冊数の増加、これは引き続きの調査でございます。それから、3番目と4番目は新しく項目を設けたものでございますが、1つは区立図書館における団体貸し出しの利用率の増加、それからもう一つは、団体貸し出し冊数の増加ということで、それぞれまず区内の公立及び私立の保育園、幼稚園、児童館、子ども園、小学校、中学校それぞれの施設に対しての団体貸し出しの実績をどれだけふやせるかということと、もう一つは実際の冊数の増加を目標として掲げております。

それから、5番目といたしまして、引き続き不読者率の減少を数値目標とさせていただきます。

それから、今回の第二次推進計画で新たに展開する主な事業でございます。これにつきましては、最初に18ページをごらんいただけますでしょうか。18ページの下段でございますが、親力向上のための講演会の開催ということで、これは読書に関する親力の向上を図るものでございます。先ほど申し上げました子ども読書活動推進会議の方から、これからの子ども読書の環境整備には、家庭で保護者がみずから本に親しんでいる環境が大切ですよという御意見をいただいております。それを向上させるために、小学生の保護者を対象とした講演会

を開催いたすものでございます。

それから、次の19ページでございますが、絵本で触れ合う子育て支援につきましては、現在保健センターで3、4カ月児健康診査のときに絵本を配付し、読み聞かせの意義を説明しております。これについては、引き続き3、4カ月児の健診時の絵本の配付と読み聞かせを行うとともに、21年度以降、3歳児についても読み聞かせ、図書館での3歳児に対する絵本の配付、このような形で事業を拡大していくものでございます。

続きまして、24ページをごらんいただけますでしょうか。新こども図書館の開設準備というところでございます。これにつきましては、23年度以降の新しい中央図書館の建設に向けまして、新たにこども図書館についてもあり方について検討していきたいという趣旨でございます。

続きまして、29ページをごらんいただきたいと思います。読書塾の開催でございます。これにつきましては、やはり子ども読書活動推進会議の方から同年代の子どもたちが集まって、さまざまな種類の本と触れ合う機会、こういったものを提供できるような読書塾の開催について御提案をいただいております。これについて、それぞれ21年度、22年度、23年度と段階ごとに小学校の三、四年生、五、六年生、それから中学生ということで検討、また実施していきたいと考えております。

それから、次に33ページでございます。中学生・高校生の図書館サポーター事業ということでございます。これについては、中学生、高校生の読書離れがかなり進んでいるということで、現在、区立図書館におきましては、ヤングアダルトコーナーをそれぞれ設けて、中学生、高校生向けの図書整備を行っておりますが、こちらの方のコーナーの周知、それから、実際に中・高校生がサポーターを行うことによりまして、より多くの中学生、高校生にとって図書館が利用しやすくなるような、そういうような試みを今後図ってまいりたいと考えております。

それから、続きまして34ページでございます。34ページでは、団体貸し出しの充実でございます。これにつきましては、現在区立図書館におきまして、それぞれの地域図書館での団体貸し出しと、それから、こども図書館を中心としまして、各施設に配本車による団体貸し出しを実施しております。こちらの方の配本サービスの利用団体を拡大していきたいと。数値目標の中にもありましたように、それぞれの施設について利用団体の拡大を図ってまいりたいと。

それから、続きまして35ページでございます。35ページ、学校へ図書館司書の派遣ござ

いますが、こちらにつきましては、学校からの資料相談、それから資料提供に応じられますように、図書館司書を区立小・中学校に派遣する計画であります。21年度以降に派遣開始を考えております。

続きまして、45ページでございます。こちらにつきましては、男女共同参画推進センターの方で、現在図書館情報システムとの連携により、具体的に図書館の蔵書情報、予約について連携がとられておりますが、この中に青少年向けの専門的資料の充実、視聴覚資料の充実ということで、青少年向けの資料の充実を図っていくものでございます。

それから、最後に46ページでございます。児童館の読書環境の整備、それから、児童館の図書室の充実でございます。こちらはより身近な場所で読書に親しむ機会を子どもたちに提供するために、児童館の図書室についての整備、それから図書室の中の蔵書については計画的に廃棄、購入し、内容の充実を図る。それから、先ほど申し上げましたこども図書館の団体貸し出しを利用して、バランスのとれた図書室を目指していきたいということでございます。

これにつきましては、もう一つ、資料4をごらんいただけますでしょうか。新宿区の地図がございます。まず、身近な読書環境といたしまして、ちょうど資料の15ページ、16ページに当たりますが、図書館、児童館、子ども館の配置図がございます。それぞれ図書館については半径800メートル、それから児童館については半径400メートルの円が書いております。このような形で地域にだれでも使える施設として、子どもたちが使える施設としましてこのような読書環境を整備し、なおかつ団体貸し出し、配本車により図書の充実を図っていくと、このようなことを地図に落としてみたものでございます。

それでは、最後にパブリックコメントの実施について御報告申し上げます。

「広報しんじゅく」11月15日号及び区のホームページでこの素案を公表し、御意見を伺うものでございます。募集期間は11月15日から12月5日ということでございます。

以上、報告申し上げます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

まず報告1「新宿区幼児教育推進会議第一次報告について」、御質疑のある方はお願いをいたします。いかがでしょうか。

大変精力的な報告をしていただいておりますけれども、第一次報告ということで、今後またさらにほかの部会を含めて再度御報告をいただけたらと思いますので、もしなければ、報告2

について御質疑をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。「第2回中学校学校公開・学校説明会の参加者等実績について」。

特に御質問がないようでございますので、報告3「牛込地区学校適性配置に関する懇談会について」、御質疑をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私から1つ、要綱を、会長が認めた場合代理出席とか、それから副会長を2名置くとかというようなことが提案されて要綱まで変わっておられるということは、いわゆるかなり熱心な熱い議論が行われる可能性が高いと、そういうことなんでしょうか。

副参事（学校適正配置担当） 1回目それぞれ行いまして、この会議は大切な会議だと。地域、PTA、学校評議員の代表がそれぞれ各校から3名出ておりまして、欠席をしてしまうとそこがあいてしまうと。それはもう重要な会議に欠席をすることはけしからんというような御意見もございまして、代理をぜひ認めてもらいたいと。皆さん満場一致でそれはよからうと。ただし、代理の範囲というのが議論になりまして、どこまでが代理でいいんだということで、その場合、会長が認めた場合は可とするということにいたしますと、おのずと範囲がPTAの場合でしたら副会長とか、あるいは地域でしたら町会長さん、ほかにも大勢いらっしゃいますし、あるいは副会長さんもいらっしゃいますので、そのような範囲で認めるということでございます。

熊谷委員長 ほかに何かございますでしょうか。

内藤委員、お願いいたします。

内藤委員 これは、今までの学校適正配置に関する懇談会の構成比に比べて構成員といえますか、構成団体というか、非常に多いという印象を受けますが、そのとおりでしょうか。つまりこの懇談会に参加する、小学校、中学校、そのPTAとか、要するに関係者が非常に多いという印象を受けますけれども。

副参事（学校適正配置担当） この懇談会は今年度から初めて行われますので、従来ですと、対象校を2校、あるいは3校に絞りまして、その中から構成員を選んでおりましたけれども、今回地域として出られておりますので、かなり広い範囲で議論が行われるということになりますので、構成員は割と多くなるということでございます。

内藤委員 それだけに論議を絞っていくのがなかなか大変ではないかと想像しますけれども、その辺はどうなの。

副参事（学校適正配置担当） それで、次回から会長、副会長と御相談してテーマを決めて取り進めていきたいと考えておりますけれども、A地区の小学校、中学校それぞれございま

して、B地区も小学校の会議がございます。3つの会議でそれぞれが会長、副会長の考えがございますので、やり方は必ずしも一つのやり方とは限りません。ちなみに例といたしまして、B地区は懇談会が数が限られておりますので、事前にポストイットカードをお配りして、それにテーマを決めて意見を集めて、当日発表してもらおうと思うんですね。それで意見を分野別に整理していきたいというような考えもございますし、それぞれの個性を生かしながら進めていきたいと思っております。

熊谷委員長 いかがでしょうか。ほかにございますでしょうか。

これについても、今後、随時御報告をいただけたらと思いますので、そのときにまた御意見をいただけたらと思います。

それでは、報告4について御質疑をいただけたらと思います。「新宿区生涯学習施設の指定管理者の事業評価について」、いかがでしょうか。

私、聞き漏らしたのかもしれないんですけども、事業評価は事業評価をしっかりと行っているんですけども、評価した後はどういう形で評価結果を生かされるのか、その辺はどういう形で行政に生かされていくんでしょうか。

生涯学習振興課長 この事業評価の結果については、それぞれの指定管理者にきちんと報告します。それで、特に指摘されている事項、項目については詳しく説明するとともに、場合によってはヒアリングをするという中で、改善について、また改善をこちらから要望するものについてはきちんと伝えて、指示して変えていくというようなことを必ずするというところでございます。

熊谷委員長 事業者に改善を求めると。どこかにCがありましたよね。CはBにしろと言うんですか、Aにしろと言うんですか。Bはオーケーなんですか。その辺、Aと評価したら特に業務改善は求めないで、Bの場合は、Bもまだ、いわゆるBは普通で可もなく不可もなくなのか、その辺はどういうふうにこれを読み取ったらいいんですか。

生涯学習振興課長 Bは適正に行われているということですから、協定書及び仕様書に基づいてきちんと行われていると。基本的には合格ということでございます。協定、仕様書以上にさらにプラスしているような場合にAというような評価を行います。

熊谷委員長 表彰するわけですか。

生涯学習振興課長 特にそういう予定はございません。

熊谷委員長 よろしいでしょうか。

内藤委員、お願いいたします。

内藤委員 そうすると、これは今全体を見て、評価者、評価する人は施設によって異なっているんでしたっけ。

生涯学習振興課長 社会教育会館につきましては、指定管理者の最後の年度ということで外部委員も含めて評価するというので、外部委員を含んでいると。ですから、社会教育会館は別の評価委員会です。それ以外の施設は5年間の指定期間の2年目に当たっているので内部委員ということで、内部委員ということは教育委員会事務局の職員4人なんですが、これはすべて同じです。

内藤委員 スポーツセンター以下は。

生涯学習振興課長 スポーツセンター以下は全部同じ、ここに出席している事務局の職員4名ということでございます。

内藤委員 施設によって利用者は当然違うわけけれども、ちょっと利用者代表を、評価する方は利用者の声なんかを当然考慮に入れて評価されていると思いますが、評価する人がもう少しバラエティーがあってもいいかという感じがしますね。これは意見です。

熊谷委員長 特にお答えしなくても御意見として承っておいていただければと思いますので、大分時間が予定以上にかかっているような気もいたしますので、恐縮ですが、次の報告5「学校施設開放の再編について」、何か御質疑等がございましたら、いただけたらと思います。

白井委員 再編の方向性なんですけれども、これは20年度から生涯学習財団が責任を持つということが書いてあって、その後なんですけれども、各学校施設開放運営委員会及び地域スポーツ・文化協議会等と連携を図りながら利用調整を行うということで、方向性として、各学校の施設開放運営委員会とかそういうところと一緒にやっていくということなんですか。そちらに将来的に任せたいという方向なんですか。

生涯学習振興課長 現在、学校施設開放運営委員会というのはございます。それから、地域スポーツ・文化協議会というのもあります。学校開放はそういう運営委員会等が行っているわけなんですけれども、来年度以降、施設というものが拡大していくというようなことがありますので、基本的に地域で行われるというのが理想だと思んですが、なかなかやり切れないよという面も実態としてはあるということがあります。ですから、学校側から要請などもありますけれども、教育委員会事務局としては、基本的に責任主体をはっきりさせるという意味で、まずは区、いわゆる生涯学習財団が行う、そういう考え方です。

それで、本当に将来はまた戻るということではなくて、地域できちんと利用調整ができる

というのが理想としていますので、それが「また」以下に書いてあるんですが、これは、今のところ余り実態がないので強く説明することができないんですが、将来的には総合型地域スポーツ・文化クラブ等ができて、そこが利用調整とか管理の責任などもとれば、これは一つの理想の形だなというふうに考えます。そんなところでございます。

白井委員 ありがとうございます。

熊谷委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、それでは、報告6「図書館システムのリプレイスに伴う更新について」、何か御質問ございますでしょうか。

特にないようでございますので、それでは、報告7「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の素案の作成及びパブリックコメントの実施について、御質疑をいただけたらと思います。

これは、これからパブコメが終わってから、その意見を参考にされて、パブコメの出た質問者に対してもある程度お答えをすることになると思うんですが、そしてそれをもとに再度、もう一度計画の素案を見直されて、その素案を素をとると。案をつくって、最終的には案もとるんですか。ちょっとその辺の手順を教えてください。

中央図書館長 素案につきましては、まずパブリックコメントで御意見いただき、なおかつもう一つ、今回の計画については19年度の最終数値目標がまだ確定しておりません。それが学校等のアンケート調査等によりまして、来年の1月から2月をめどに数値目標が取りまとめられますので、それをもって最終的な報告として考えたいと思います。

それと同時に、国と都の方も今年度改定作業を進めておりますので、それを見ながら、それを反映した形の最終的なものを、2月を目途に計画案ではなくて計画として御報告をしたいと思います。よろしく申し上げます。

熊谷委員長 ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日は報告もたくさんございましたので、もし後ほどお気づきになった点があれば、事務局の方に委員の方から御意見なりといただけたらと思いますので、きょうはこれで一応報告事項を終わらせていただきたいと思いますのですが、その他何かございますでしょうか。

教育政策課長 特にございません。

熊谷委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

熊谷委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

どうも御協力ありがとうございました。

午後 4時24分閉会